

長 介 第 370 号  
令和元年6月25日

指定居宅介護支援事業所の管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

指定居宅介護支援の事業に係る法令遵守の徹底について（通知）

日ごろ、当市の介護保険事業の運営に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成30年度より、居宅介護支援事業所の指定権限が市へ委譲され実地指導等を実施してきましたが、一部の事業所において、居宅介護支援における不適切な業務が見受けられました。

このような事案は、利用者に対して不利益をもたらすだけでなく、介護保険に対する信頼を大きく失墜させる行為でもあります。

については、別添のとおり「長岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（以下、「基準等条例」と言う。）」の概要を周知しますので、各事業所におかれましては、再度、基準等条例に基づいた事業運営及び適切な介護報酬請求がなされているか確認のうえ、法令遵守を徹底していただき、サービスの質の向上に努めてくださるようお願いいたします。

また、基準等条例は、あくまでも指定居宅介護支援の事業の目的を達成するために必要な最低限の基準を定めたものであり、事業所は、基準を充足することで満足することなく常にその事業の運営の向上に努めてくださるようお願いいたします。

担 当：長岡市 福祉保健部 介護保険課  
介護事業推進係

住 所：〒940-8501 長岡市大手通 1-4-10

電 話：39-2245（直通）

F A X：39-2247

E-mail：[kaigo@city.nagaoka.lg.jp](mailto:kaigo@city.nagaoka.lg.jp)

## 基準等条例の概要

### ○運営基準違反（運営基準減算）に該当する事項

No.	状況	適用条項
1	平成 30 年度制度改正で追加された項目について、文書による同意を得ていない。 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる。 ・利用者はケアプラン原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる。	条例第 7 条 第 2 項
2	アセスメントを目的とした居宅訪問を行ったことが確認できず、かつ、アセスメントの文書による記録がない。	条例第 16 条 第 7 項
3	サービス担当者会議を開催した記録が無い。	条例第 16 条 第 9 項
4	ケアプランの原案の内容について、文書による利用者の同意を得ていない。	条例第 16 条 第 10 項
5	作成したケアプランについて、利用者及び担当者に交付していない。	条例第 16 条 第 11 項
6	毎月 1 回以上実施することとされているモニタリングの結果に係る記録がない。	条例第 16 条 第 15 項

※ 運営基準減算が認められた場合、当該月は所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を算定します。また、運営基準減算が 2 月以上継続している場合は、所定単位数は算定できません。

※ 運営基準減算が適用された場合、初回加算及び特定事業所加算も算定できません。

例えば、A 新規利用者について運営基準減算が適用となった場合、初回加算については、当該 A 新規利用者についてのみ、算定できません。特定事業所加算については、当該 A 新規利用者だけでなく、当該月の全ての利用者について算定できません。（居宅介護支援に関する新潟県版 Q & A 「平成 28 年 3 月新潟県福祉保健部高齢福祉保健課」）

○不適切な業務（運営基準減算の対象となる可能性のあるもの）

No.	項目	内容
1	ケアプラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプランの軽微な変更と判断した記録がない。 （プランはあるがアセスメントがない等プロセスを省略している。）</li> <li>・福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付けた理由の記録がない。</li> <li>・短期目標の期間が切れている。</li> <li>・作成日と同意日が大きく乖離している。</li> <li>・暫定プランがあるが本プランが確認できない。</li> <li>・サービス利用票等が適切に保管されていない。</li> <li>・一連のケアマネジメントプロセスの期間が大きく空いている。</li> <li>・基準以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）を位置付けているのに市へ届け出していない。</li> <li>・特段の事情がないが、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定有効期間の半数を超えている。</li> </ul>
2	アセスメント	サービス担当者会議開催の後になっている。
3	サービス担当者会議	全サービスの担当者が出席していない。事前の照会がない。
4	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回以上、利用者の居宅を訪問し面接できなかった特段の事情の記録がない。</li> <li>・モニタリングとサービス担当者会議の同時開催は双方の趣旨が違うため好ましくない。</li> </ul>
5	苦情	苦情の内容の記録がない。
6	加算	算定要件を満たすことの根拠書類及び記録が不十分、又は記録がない。
7	事故	状況及び処置についての記録がない。

○ケアマネジメントの質を確保するために実施することが望ましい事項

No.	内容
1	居宅介護支援事業が適切に運営されているか、法人・事業所間及び事業所内で相互に確認できる体制を構築すること。
2	職員間での情報共有を可能とする体制の構築や文書管理マニュアルを整備すること。
3	加算は要件を満たす書類が存在していることはもちろん、内容の質を高めること。
4	自立支援、悪化防止のためのケアマネジメントになっていること。
5	各サービスの特性を理解し連携すること。
6	各サービスの報告や自己のモニタリング内容を活かし適切なプランとすること。
7	プランの目標は「サービスを利用すること」ではなくて「サービスを利用してどうなりたいか」とし、利用者自身の目標であること。
8	苦情や事故等のヒヤリハットを活用すること。
9	研修は事業所の弱点を改善し、ケアマネージャーの質を高められるものとする。
10	越冬等の長期入所や定期的に老健入退所を繰り返す場合でも、利用者自身の入所の目標を明確にすること。
11	介護保険上のサービスだけではなく、地域資源や他の制度、インフォーマルなサービスとのネットワークをつくり、より利用者にとって快適な暮らしが出来るようにすること。